

令和6年第12回野洲市教育委員会定例会 議事録

○日 時 令和6年9月18日

開会時刻 13時33分

閉会時刻 14時55分

○場 所 コミュニティセンターひょうず 研修室

○出席委員

教育長 北脇 泰久

委 員 山崎 玲子

委 員 瀬古 良勝

委 員 本田 亘

委 員 南出 久仁子

○出席者

教育部長

教育部政策監（幼稚園教育担当）

教育部次長

教育部次長（学校教育担当）

教育部次長（幼稚園教育担当）

こども課長

学務課参事

生涯学習課参事

ふれあい教育相談センター所長

学校給食センター所長

野洲図書館長

文化財保護課長

学務課長（事務局）

学務課職員（事務局）

田中 明美

井狩 昭彦

行俊 勉（兼生涯学習課長）

小寺 岳正

辻村 朗子

浅田 智弘

菱沼 由美

西川 和典

原嶋 亜紀

北田 岳宏

早田 ひとし

福永 清治（兼歴史民俗博物館長）

井狩 吉孝

枝 瑞紀

【北協教育長】 皆さん、こんにちは。それでは、これより令和6年第12回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は全員で、定足数に達していますので会議は成立しています。

次に、日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【北協教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

次に、日程第2、令和6年第10回野洲市教育委員会定例会及び第11回臨時会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【北協教育長】 ご異議ないようですので、第10回定例会及び第11回臨時会の議事録は承認されたものと認め、後ほど瀬古委員と南出委員にご署名をお願いします。

次に、日程第3、令和6年第12回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員の指名について、会議規則第19条第2項の規定により、山崎委員と南出委員を指名いたします。

次に、日程第4、教育長事務報告に移ります。

先日8月21日から9月17日までの報告について、別紙をご覧ください。

8月21日から9月17日までですけれども、主に私自身がいろいろなところに行って子どもたちの姿、あるいは様子を見せてもらおうということで、出かけることが大変多かったかなと思います。その前に、8月の終わりぐらいからは議会が始まりましたので、それに向けての準備を皆さん方にお手伝いいただきながらさせていただいた。そして、実際に議会の答弁ということになります。後ほど、また詳しいところについては報告があると思います。

裏面に行かせていただいて、9月に入って学校も始まっていますので、これからいよいよ運動会とか学校に行かせてもらう機会も増えていくかなと思いますけれども、それまでの間に地域で子どもたちが活動しているとか、あるいはいろいろな組織に入っている子どもたちが活動しているところを、またこれから見せてもらおうと思っております。

簡単ですけれども、この1か月間の事務報告をさせていただきました。

では、報告は以上でございますけれども、何かご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に日程第5、付議事項(1)、議案に移ります。

議案第50号、専決処分につき承認を求めることについて、説明をお願いします。

西川参事、お願いします。

【西川生涯学習課参事】 生涯学習課参事、西川です。

議案第50号、野洲市学校運営協議会委員の解嘱について、ご説明いたします。議案書の1ページから3ページ、議案書関係資料1ページから3ページをご覧ください。

議案第50号、野洲市学校運営協議会委員の解嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、令和6年8月25日、次のよ

うに処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

委員様のご逝去に伴い令和6年8月25日をもって解嘱となりました。

なお、委員の補填に関しましては補填するかどうかを含めて、中主小学校学校運営協議会の会長と学校長とで協議中となっております。

以上です。

【北協教育長】 ただいま説明がありました議案第50号について、ご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、これより採決に移ります。

議案第50号、専決処分につき承認を求めることについて、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【北協教育長】 挙手全員であります。よって、議案第50号は可決されました。

次に、(2)協議事項に移ります。協議事項1、野洲市小中学校プールの集約化検討書(案)について、説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩学務課長】 学務課・井狩です。

それでは、協議事項の1ページから4ページ、それともう一つ、別冊で資料のほうをつけさせていただきます。今回説明につきましては、協議事項の1としまして概要版というところで説明をさせていただきたいと思っております。

野洲市小中学校のプールの集約化検討(案)の概要版でございます。8月に総合教育会議のほうでもご議論いただきました。今回提案させていただいたことにつきましては、今までから市内小中学校のプールの集約化というところにつきましては、ご意見を頂戴しているところでございますけれども、教育委員会の定例会でお出しして協議いただくということは今回が初めてかと思っておりますので、この教育委員会を通しまして集約化についての方性を定めていきたいと考えております。

内容につきまして簡単に、もう一度おさらいという形になるかと思いますが、説明をさせていただきます。

まず、1の検討の経緯でございます。市内の小中学校9校のプールにつきましては改修の遅れ、既に40年を経過しているプールがたくさんございます。そういった中で、維持管理、今後の将来性を踏まえて各学校でプールを持つというところにつきましては、財政的な負担、それから維持管理に係る教職員の負担というところが大きくのしかかってまいりましたので、ある一定、学校がプールを持つという方向性を方向転換しまして、民間等々を踏まえたプールの在り方ということで検討してまいりました。そういった中で、水泳授業を今後どう取り組んでいくかというところでございますが、現状と課題といたしましては、水泳授業としましては学習指導要領で、学年によりまして違いますけれども、90時間から105時間と明記されておりますものの、その時間数は正直学校側の裁量というところでございます。そういった中で、泳ぐための授業というよりも、命に関わる大切なものであるというところで、命を守るための授業としての今後の取組として継続していく必要があるという一定の方向性は、共通理解いただいた上で進めていくことになっているかと思っております。

学校プールの現状といたしましては、書いておりますとおり、中主小学校、野洲小学校、それから野洲中学校は既にプールが使えない状況でございます。その代替施設といたしまして、中主小学校につきましては篠原小学校のプールを使っております。野洲小学校につきましては、令和4年からクリーンセンター横にございます健康スポーツセンターのプール、サンネスのほうで既に授業を取り組んでいるところでございます。野洲中学校につきましては、昨年度まではB&G海洋センターのプールを使用しておりました。今年度になりまして、ラック湖南リゾートのほうでプール授業を行っているという現状でございます。

次のページに移っていただきまして、プールの集約化の検討の案でございます。次の3ページに、それぞれ比較検討しております表をつけさせていただいております。

その在り方、検討した結果を事務局として、ある一定の方向性を見据えて○、×、△で表示しております。案のAにつきましては、民間2社を使った小中学校で水泳授業時間を8時間とした時に、この将来性を見据えた上で年間の効果額も踏まえまして、A案というのが今後のプールの在り方として一番ふさわしいのではないかとということで、検討を進めてまいりました。それ以外、幾つもの検討をして進めてまいりましたが、やはりそれぞれにおいて学校の負担、あるいは財政的な負担というところが発生してまいりますので、今後の在り方として一番ふさわしいのがA案ということで進めてまいりたいというように考えております。

それぞれ集約した時のメリット、デメリット、これはやはりどうしても出てまいります。バスの借上料、民間を使うところによりましてはバスを利用しないと行けないというところがございます。しかし、来年度につきましては国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会がございまして、民間のバスというのは既に使用がなかなか難しい現状というところを聞いておりますので、これは通園通学バスを利用した送迎ということを踏まえて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

なお、集約化案につきましては、8月の総合教育会議で政策調整部にも出席いただいた上で、市長の意向も踏まえまして検討いただきました。政策調整部から、今後の財政のほうですぐに返答することが難しいというところでご意見をいただいておりますので、来年進めていきたいという思いを持っているものの、今後の財政協議が必要になってくるかと考えております。

ただ、教育委員会定例会においては一定の方向性としまして、教育委員会の案としてこの示したプランで進めていきたいということで、ご賛同いただきますようお願いしたいと思います。

早口になりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【北脇教育長】 それでは、ただいま説明がありました協議事項1について、ご質問等はありませんか。

瀬古委員。

【瀬古委員】 この問題については、今、説明がありましたように、過日開催されました総合教育会議で、長期的な視点で見れば、これはどう考えても民間に委託をして集約したほうが財政的にも安くなるわけで、当面、新たな財源がこの表にもありますように1,800万円余り必要になるわけですが、それを既存の教育費の中から、つまり教育委員会で生み出せというのは酷ではないかと。新たな財源は市予算全体の中で捻出することを考えて、現在の教

育予算に影響を与えないように配慮いただきたいと申し上げました。市長もこのことについては、私は理解を示されたと理解をしております。

したがって、来年度の予算要求にあたっては、民間施設への新たな委託費が既存の教育予算と相殺されるようなことがないように、頑張っていたきたいと思いますが、改めてその決意を聞かせていただきたいと思います。

【井狩学務課長】 予算要求します原課といたしましては学務課になります。ただいま瀬古委員さんから言っていましたように、既存の教育委員会の予算枠の中でこの経費を捻出するということは正直、到底無理なことではございますので、1,800万を捻出しようとしますと、どこか違う財源を削っていくということになります。既に教育予算というのは本来要求していてもなかなかつかないという現状があります中で、さらにこれを枠内に収めよということは、到底飲み込める話ではございませんので、市長のほうにも強く枠外で別、新規予算として教育委員会にこの予算を配分いただくように十分協議をして、教育委員会としても強く要求してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

【瀬古委員】 総合教育会議で市長さんは、プールを1か所造るのに1億8,000万円ぐらい、それが9校だと16億2,000万円になって、それを耐用年数40年で割るとおおよそ年間4,000万円ということを考えていかなければならない。そのうちの1,800万円ということだから、それは市全体で対応できるのではないかとおっしゃったと記憶しています。

政策調整部長さんの立場としてそれで分かりましたということはいえないのかもしれませんが、市長さんはそうおっしゃったわけですから、そこをしっかりと捕まえて財政協議の場で頑張っていたきたいと思います。その1,800万円をほかの様々な教育事業費の中から削り出して、それを飲み込むというのは現実離れしている話なので、そこはぜひとも総合教育会議の結果を踏まえて頑張っていたきたいと思います。

以上です。

【井狩学務課長】 おっしゃっていただきましたように進めていきたいと考えております。

ただ、財政のほうから現状、野洲市の全体予算の中で、野洲市の財政の体力として非常に厳しい現状というところで、かなり厳しい予算の査定が想定されます。先般の総合教育会議の後、財政協議も行ってきましたけれども、市長のあの場での意見が全てではないというところを財政のほうから既に私ども耳にしているところでございます。

ただ、瀬古委員さんがおっしゃったように、将来的な長い目で見た視点で捉えていただく必要があると思いますので、目先の1,800万の議論をしているわけではないというところは、財政のほうに十分伝えていきたいと考えておりますので、一生懸命頑張ってまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。

【瀬古委員】 よろしく申し上げます。

【北協教育長】 では、そのほかにありませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 ほかにないので、次に移ります。

協議事項2、大津湖南都市計画学校(野洲小学校)の変更について、説明をお願いします。

では、浅田課長、お願いします。

【浅田こども課長】 こども課の浅田でございます。

それでは、お手元の協議事項資料のページの5ページをご覧いただきたいと思います。本案件につきましては、表題のとおり、大津湖南都市計画学校の変更ということで、7月の定例会で野洲の学童移転のことをご説明させていただいたかと思いますが、それに付随する都市計画の変更の案件でございます。

この5ページにも書いておりますが、都市計画法の第23条の第6項におきまして、この計画の変更にあたりまして、施設の管理者と協議するというふうに法律で定められております。今回の計画が野洲小学校が入っている都市計画学校という区域になりますので、その施設管理者であります野洲市教育委員会と協議をして同意をいただくというのが法律で求められているところでございますので、今回、こちらのほうを協議事項として上げさせていただいているものでございます。

それでは、内容につきましては8ページからが計画書の素案でございます。こちらのほうは、野洲市の都市計画課におきまして審議会のほうに出す素案の内容でございます。

9ページのほうに、概要が書いてありますが、今回、先ほど言いましたように野洲小学校の区域を変更ということでございます。

地図のほうがページをめくっていただきますと11ページ、横になりますが計画図というのをご覧いただきたいと思います。前回7月の時にもご報告させていただきましたが、この真ん中の野洲小学校のこの都市計画区域を今の第7学童があるところは野洲小学校に含めるよう潰して、最終、駐車場にする。今、駐車場としているプール跡地は逆に学童の敷地として利用する。これが児童福祉の施設になりますので、小学校の区域から抜くということで、その面積は見ていただいたら、抜くほうが大きくなりますので、差引で変更前が1万7,000㎡のところの変更後、1万6,400㎡というようになるという計画の変更でございます。

ページをめくっていただきまして14ページでございます。こちらのほうには今後の予定を記載させていただいております。この2段目の教育委員会協議というところが本日になっております。こちらのほうは、先ほど言いました法律に基づいて協議をして、それについて教育委員会としてご同意をいただきましたら、この同意の旨を事務局のほうから文書として野洲市のほうに通知をする予定でございます。

その後、野洲市におきましては、都市計画審議会というのを10月と2月の2回開催される予定でございます。最終的に来年3月、年度末になりますが、計画決定ということで告示となる予定でございます。

こちら、今までの経過は15ページ、16ページ、参考につけさせていただいておりますので、またご覧いただきたいと思いますが、7月にもご説明させていただきましたが、野洲の学童移転に基づいて必要な手続ということでございます。こちらにつきましては、本日、ご同意をいただけたら幸いです。

よろしくお願いいたします。

【北協教育長】 ただいま説明がありました協議事項2について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、令和6年第4回野洲市議会定例会議案質疑・一般質問の内容と答弁の要旨について、説明をお願いします。

田中部長、お願いします。

【田中教育部長】 教育部長の田中です。私から、令和6年第4回野洲市議会定例会議案質疑・一般質問の内容と答弁の要旨について、1ページからご覧ください。

8月27日に開会いたしましたして、一般質問は9月3日、4日、5日と3日間ございました。そのうちの教育委員会に関係する部分について、かいつまんでご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。議案質疑の内容と答弁の要旨でございますが、教育委員会に直接関係するものはございませんでした。

次に、一般質問の内容と答弁要旨ですが、6人の議員様から大問7ついただきました。小問はそのうち31項目ございました。

まず、お1人目、稲垣議員から6項目の質問がございました。40項目にわたる質問をいただいております、うち6項目が教育長からの答弁でございましたので、一つずつ読み上げさせていただきます。

家庭児童相談室長にジャストミート！という題でいただいております。

1つ目、ヤングケアラーに対する支援についてどのような取組が行われているかということで質問をいただいております。ヤングケアラーとは一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことを指します。しかし、どこからがヤングケアラーで、どこからが家族のお手伝いなのかという点が非常に判断が難しいところではあります。学校においては、子どもへの寄り添いを優先させます。子どもの気持ちを傾聴し、どのような支援が必要なのか、ゆっくりと話し合うことが重要であると考えています。保護者への対応については、家庭児童相談室と連携していきますと教育長にご答弁いただいております。

次に、2つ目、ヤングケアラーと疑われる児童の保護者に対しSC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）はどのような助言、専門的・技術的支援を行っているのかというご質問でございました。スクールカウンセラーは、子どもの心理面をサポートします。家庭の状況改善を目指す前に、本人の自己ケアをまずは整えます。本人のストレスを和らげるように支援を続けていきます。また、スクールソーシャルワーカーにつきましては、家庭児童相談室と学校をつなぎ、福祉的な視点でアプローチ方法を考えます。その中で、我が子をヤングケアラーにさせざるを得なかったという家庭背景を十分に理解した上で、どの関係機関とつながっていけば保護者のしんどさを和らげられるのかを考え、支援方法を探っていきますとご答弁いただいております。

3つ目、ヤングケアラーの支援が必要な児童生徒が判明した場合、小中学校は家庭児童相談室とどのような連携を取っていくのか。これにつきましては、ケース会議を行い情報共有、整理した後、各々が役割分担を行って、それぞれの関係機関が同時進行で児童生徒への支援に当たりますと、こちらも教育長よりご答弁いただいております。

4つ目、ヤングケアラーの存在自体を絶対悪とするのは適切ではなく、どう考えるのかについて。こちらのほうは、中ほど辺り、料理をすること、洗濯をすることなどの行為そのものが絶対悪というわけではありません。何が違うのかと申しますと、そこに親のサポートや見守り、見届けがあるかどうかです。保護者は子どもに対して過度な要求になっていかなないように気をつけていかなければいけないと私は考えていますとご答弁いただいております。

5つ目、児童の様々な家庭や学校の環境要因に、学校生活になじめず不登校が存在する中、家族を助けるべく自ら登校しないという意味を持っている場合もあるが、その際も学校はヤングケアラーと判断して子どもの権利条約を否定するおそれはないのかという質問で

ございました。中ほど、家族を助けるべく自ら登校しないという意思を持って兄弟等の養育を行うことも1つの権利なのかもしれませんが、それは同時に学ぶ権利や遊ぶ権利等を放棄してしまうことにもつながりかねません。児童生徒をしっかりとアセスメントすることが大切です。しんどい思いをする子どもたちを1人でも救えるような支援をしていきたいと考えていますと答弁いただいております。

4ページのほうに参ります。6番目、恐らくご存じかと思いますが、漫画アニメ等でございました「じゃりん子チエ」の主人公、竹本チエの生活環境はヤングケアラーに相当するののか見解を問う。これにつきましては、小学5年生のチエが父親の店を切り盛りするといった点を切り取れば、ヤングケアラーに相当するかもしれません。しかしながら、「じゃりん子チエ」の舞台は昭和50年代の大阪の下町となっており、今から50年ほど前の時代設定です。その当時の時代背景が今の世の中での理解とは異なるため、一概にヤングケアラーに当たるかどうかは回答できかねますとご答弁いただいております。

2人目、津村議員に参ります。大問2ついただいております。

1つ目、子どもにやさしいまちづくり事業の推進についてということで、小さい問いで1つ目、地域ぐるみで子どもの権利についての教育や啓発活動を積極的に推進することについてというお尋ねでした。こちらも教育長からご答弁いただいております。令和5年4月1日に施行されたこども基本法は、憲法及び子どもの権利条約の精神に則った子どもに関する初めての基本法となります。このことを受け野洲市教育委員会では、令和6年3月発行の「すてきなまちに」第20集において、こども基本法について啓発を行っています。また、野洲市小学校人権学習プランの中で、「権利の熱気球」という教材を用いまして子どもたち自身にも自分たちの4つの権利についての学習を進めていますとご答弁いただいております。

小さい問いの2つ目、事業策定に関する子どもの意見表明についてという問いでございました。中ほど、学校発信の具体的な取組として、これまで中学校の公民分野の学習の中で、まちづくりについて自分たちの考えをまとめる取組をしてきました。野洲市教育委員会発信の取組としては、子どもたちが日頃考えていることを表現する機会として、はつらつ野洲っ子育成フォーラムを毎年開催しております。自主性を伸ばすとともに、当日の司会進行や受付などを中学生が担うことで、子ども自身が主体者となり、健全育成につなげています。また、第3期野洲市教育振興基本計画が来年度で終了いたしますことから、次期計画の策定には子どもたちの意見を取り入れられるような形で内容を検討できないか考えていますというふうにお答えいただいております。

2つ目、SDG s の取組についてという質問でございました。こちらについても教育長よりご答弁いただいております。①野洲市の教育機関としてのSDG s の取組について。これにつきましては、SDG s の「誰一人取り残さない」という理念の下に、教育機関としての取組をお答えします。全ての子どもの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指しています。子ども一人一人の特性や学習の状況に応じて、どの子もきちんと学び、力を伸ばせる学習の機会や環境を提供することが大切です。また、コミュニティ・スクールを全ての幼稚園、小中学校に設置しており、地域の中で子どもを育てる意識が高まってきております。このように野洲市内全ての子どもたちに確かな学力と豊かな心を育む教育の実現を目指していますとご答弁いただいております。

続きまして、奥山議員です。この方は大きな問いで1つ、英語補助員ALTの導入についてということで、①になります。英語ネイティブ講師の必要性についてということでご質問

がございました。日常生活で外国語に触れる機会が増えてきております。授業の中でネイティブスピーカーの発音を聞いたり、コミュニケーションを取ったりすることで様々な文化に触れることは、これからの国際社会で生きていく子どもたちにとって大変重要だと考えています。

2つ目になります。学校現場における英語教師の現状について。小学校につきましては4名の英語専科教育があり、市内全ての小学5年生、6年生の外国語授業を受け持っています。

3、4年生の外国語活動には英語教員支援員を配置し、担任とともに授業を進めています。また、中学校につきましては、英語科教員のみで授業を行っております。現状英語専科教員や英語科教員で授業を行っておりますが、野洲市国際協会と連携し、各校にネイティブの方を派遣していただき、英語でのコミュニケーション機会の充実を含めた取組を行っています。

3つ目になります。今後、交付税措置のあるA L Tの導入についてというお尋ねでした。交付税措置のありますJ E Tプログラムを活用したA L Tの導入については、現在計画はございません。交付税を受けられる利点はございますが、A L Tに対しての生活のサポート、例えば住居の手配や引っ越しの手伝い等々、生活全般に係る支援を行わなければならない、負担は大きいものとなっております。

次に4つ目、世界に通じ対等に外国人とコミュニケーションできる英語教育の推進と実施について。野洲市の英語教育については、英語科教員の資質向上と併せてデジタル教材などI C Tを活用しつつ、話す、聞く活動を充実させています。今後につきましては、民間会社の業務委託によるA L Tの導入を含めて、様々な手段の中で有効な手段を検討しながら、次代を担う子どもたちのために英語に触れる機会の充実を考えていきたいと思っておりますとご答弁いただいております。

次、石川議員です。石川議員からは大問1つ、物価高騰と給食費無償化についてというお尋ねでございました。①食材の値上がりや品薄状態の中、決まった予算でどう対応しているのかについてお尋ねがございました。献立や使用する食材につきましては、学期ごとに幼稚園、小学校、中学校の保護者、給食主任の代表者のほか、給食センターの調理師、栄養士からなる運営委員会にお諮りして決定をしております。議員ご指摘のとおり、こちらは品薄についてのご指摘がございましたが、品薄等の突発的な事故などにより食材が不足する場合については、代替可能な食材へ変更するなどにより対応しておりますとご答弁いただいております。

次に、7ページです。②業務委託で物価高騰やドライバー不足により安定した供給への野洲市の対策についてというお尋ねでございます。これにつきましては令和7年4月、来年の4月からは配送業務のほか調理業務を一括して民間事業者に委託することで、より一層安定して安全な給食の提供が可能となります。また、この事業者が業務継続不可能となった場合につきましても、代行保証人が設定されておりますので、安定して給食提供が可能となっております。食材の発注につきましては、従来どおり市が行いますので、今年のような食材費の高騰による委託業者の経営への影響はなく、安定した学校給食の供給が行われるものと考えております。

③です。給食費を無償化すれば解決するものではなく、もっと深く議論されるべき社会課題だと思うが、野洲市の見解はというお尋ねでした。こちらのほうも教育長からご答弁いただいております。現在、保護者には食材料費相当分のみを給食負担金としてお願いしておるところです。学校給食は心身の成長の著しい学齢期の子どもたちに適切な栄養を提供する

だけでなく、食に対しての正しい理解と判断力を養うなど、食育を進める上でも重要な役割を果たすものです。食料の生産、流通、消費により健全な食生活などを送れることなどを子どもたちに伝えることも必要と考えますとご答弁いただいております。

次の4点目につきましては、市長から答弁をいただいております。持続した安定・安心・安全での給食費無償化について見解をとという問いでございました。市長からご答弁いただきましたのが、野洲市では国が示す学校給食実施基準に基づく栄養価を保持した給食を提供しております。また、先ほど申しました野洲市学校給食センター運営委員会により、給食センターの運営や学期ごとに献立や使用する食材について検討し、決定いただいております。このことから、給食費の有償無償に関わらず、献立の質や量、バランスのとれた安心で安定した給食を引き続き提供してまいりますとお答えいただいております。

次に、⑤米不足や小麦粉の値段が下がらない状況の中での対策についてというお尋ねでした。こちらは、教育長にご答弁いただいております。お米に関しては野洲市の各生産組合と、また小麦粉に関してはパン、麺は公益財団法人滋賀県学校給食会と年間の使用量を提示して単価契約を締結し、使用量を見越して安定した供給が可能となっております。新米につきましては現時点では未定ですが、値上がりの見通しとの情報がございますので、価格の動向を注視しているところですよとお答えいただいております。

6点目、給食センターの大規模改修工事の進捗状況についてお尋ねがございました。令和5年度より始めました3か年にわたる大規模改修工事につきまして、今年度分につきましては7月と8月の2か月に集中して実施し、工事は完了いたしております。8月26日には市による確認検査を実施しまして、9月2日より通常給食の本格稼働を行っております。

8ページです。令和7年度におきましても7月と8月に調理機能を停止して工事を実施し、全体工事の完了を目指しております。引き続き、ご協力をお願いしますということでお答えしております。

次に、田中議員からのご質問で大問1、野洲市における選挙と主権者教育についてというご質問でございました。小問の①主権者教育をどのように取り組んでいるかについて、お尋ねがございました。現在、市内の小中学校では小学校6年生と中学校3年生の社会科の学習の中で、国や地方公共団体の政治の働きについて学習しています。その中で選挙の仕組みを理解するとともに、国民が政治に参加する重要性について考えています。小学校では学級活動として学級会に取り組んでおり、自分のクラスをよりよくするためにはどのような取組や工夫が必要か学級全体で話し合い、合意形成をしながらよりよい学級を自分たちでつくっていけるような自治的能力を育てています。中学校では生徒会活動等を通して、集団や社会の一員として協力して諸問題を解決し、学校生活の充実と向上を図る活動を行っています。また、選挙に関心を持ってもらえるよう、中学校の生徒会選挙では実際の選挙同様、立候補者を募り立候補者の演説や応援演説を行い、本物の投票箱を使って投票を行ったりしています。また、社会教育での取組といたしましては、令和6年度から生涯学習出前講座のメニューの1つに選挙の仕組みを新たに加えております。こういった点をご答弁いただいております。

2つ目、②です。主権者教育をこれからどのように推進していくのかということで、子どもたちが自分の意見をまとめて発表する機会を適宜設けていますとお答えしております。今後も、児童生徒の生活に根ざした主権者教育の取組を行っていきたいと考えていますということでお答えをしております。

9ページです。東郷議員のご質問で、教育の現状と課題、展望についてということで、小問10個、ご質問をいただいております。

①義務教育の義務は誰の義務か、子どもから見れば義務とは何かについて。答弁といたしましては、日本における義務教育は保護者がその子どもに対して普通教育を受けさせる義務を負うものです。これは日本国憲法第26条第2項に明記されております。具体的には、保護者は子どもを小学校と中学校、あるいは義務教育学校、特別支援学校などに通わせる責任があります。子どもにとって義務とは権利を持つ主体であり、国や社会、そして大人たちが義務の担い手となることを意味します。子どもたちが健やかに成長し、自分の権利を享受できる社会をつくるために、大人は権利を持つ主体者たる子どもたちの義務を尊重し、学校、家庭、社会でサポートする役割を果たすべきだと考えておりますと、教育長から答弁いただいております。

10ページに参ります。②義務教育の目的は何かということで、3点あります。1点目は個人の成長と自己実現の基盤づくり、2点目は国家や社会の形成者として基本的な資質を養う、3点目、生涯学習社会における基礎づくりということで3つお答えしております。総じて義務教育は社会的な統合と個人の成長を両立させるための重要な教育段階にあり、生きていくに必要な基本的な資質を養う場でありますとお答えしております。

③教員不足が深刻な問題となっている。ある中学校で一時期、理科の授業ができていない状況があった。背景にある状況、打開策、今後の方針についてということでお尋ねがございました。教員不足は教育現場では深刻な問題となっています。背景としましては、教員志願者数の低下、非正規教員のなり手不足があります。今回の市内中学校の理科教員の不足は、私傷病休の教員、補充教員の欠員が原因です。教育行政や社会全体での取組が必要ですが、教員志望者の増加や免許保持者、人材の掘り起こし、また働きやすい環境整備などに努めていき、多角的なアプローチが必要だと考えていますと、お答えいただいております。

④学びの保障、学びの機会の保障について。代替教員がいない1か月程度の期間は、理科の授業の代わりに他の教科を増やし対応しておりました。理科の補充教員が見つかりましたので、2学期からは授業を緩やかに増やしていき、1年間に定められている授業時数を確保する方向です。1年間をかけてトータルで保障して、標準授業時数の確保を目指していきます。

5つ目です。理科が苦手な子のつまずきのもとになってしまうのではないかと、当該学年の生徒に対し最大限の配慮をすべきである、方針を問うというご質問でございました。こちらのほう、3点のことを配慮しながら生徒の興味関心を高めていきたいと考えていますとお答えしております。1点目につきましては、校外学習に荒神山へ出向き自然観察や体験活動をする予定ですということで答えております。2点目、タブレット端末を活用し、実験や自然事象の動画を見ながら理科の授業を進めております。3点目、探究心を育てますということで、子どものうちから生れた疑問を大切に、調べたり確かめたりするプロセスを通じて探究する力を育てていきます。理科が好きだと言える子どもを増やしていきたいと考えています。他校も含め教員の確保については、市教委としても引き続き全力で取り組んでいきたいと思っております。

6点目です。不登校の現状についてというお尋ねでした。文部科学省では不登校とは登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義しております。令和4年度の野洲市の不

登校率は、小学校では本市で1.51%、滋賀県で1.60%、全国で1.72%、中学校では本市で5.75%、滋賀県で5.41%、全国で6.27%となっております。小学校の不登校率は横ばいですが、中学校では年々増加傾向にあります。なお、令和5年度は野洲市の不登校率は小学校で1.87%、中学校で6.84%、滋賀県や全国平均はまだ発表されていませんとお答えしております。

7番目、不登校や行きしぶりなどの原因とその対策についてということでお尋ねがございました。不登校のきっかけは様々あります。その1つだけが原因というわけではなく、それらが複合して学校に行きにくくなるケースが多く見られます。対策としましては、市内9校全てにおいて学期ごとに心のアンケートを行い、それを基に教育相談の時間を設け、児童生徒一人一人が教職員と話す機会を設けております。また、過去にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して、専門的な観点から支援できるようにしております。さらに学校に行きづらい子どもたちに対して、家庭まで迎えに行き学校まで送り届けるような支援を家庭教育支援員の方に行っていたいております。また、ふれあい教育相談センターに適応指導教室（ドリーム）を設置し、そこを居場所として児童生徒に提供しています。

8点目です。学校に行けない、行きづらい子どもに対する学びの保障ということで、ふれあい教育相談センターでの適応指導教室（ドリーム）と、それから2点目として家庭訪問型学習支援といったことを学習を支援する事業としてご紹介させていただいております。

9点目、フリースクール利用に対する支援と、さらなる支援体制の充実や大人の意識改革について、今後の方針についてというお尋ねでございました。ふれあい教育相談センターに教員を配置し、学校と連携をさらに取りやすくすることにより、未支援の不登校児童生徒を減少させるよう取り組んでいます。また、フリースクールを利用する保護者に対しまして、アンケートに答えるとその協力金として月5,000円を給付する事業を行っております。また、大人の意識改革についてということで12ページになります。大人の意識改革については、一般的には昔ながらの理解である方もたくさんいらっしゃいますので、学びの多様化という観点から啓発を行っていくべきだと考えていますとお答えいただいております。

10点目になります。不登校を抱える保護者向けの相談支援体制についてというお尋ねでした。こちらのほうは、支援体制については各校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが専門的に相談を行っております。また、3中学校合同で通信制高等学校等に特化した進路説明会を行っております。さらに、ふれあい教育相談センターにおいては、心の教育相談事業を行っておりますとお答えしております。

次の2つ目、農業の現状と今後についてというご質問でございました。こちらのほうは市長部局で答弁をされております。教育委員会では答弁作成等を行っておりませんが、学校給食に関することでしたので、今回掲載させていただいております。またご覧いただければと思います。

以上、令和6年度第4回野洲市議会一般質問の内容と答弁要旨について、かいつまんでご報告させていただきます。

【北脇教育長】 では、ただいま説明がありました報告事項①について、ご質問等はございませんか。

山崎委員。

【山崎委員】 今、ご説明いただいた中のヤングケアラーについてですが、野洲市内で現在、該当するような児童生徒がおられるのかどうかも含めて、現状、どのように把握されて

おられるのか教えていただきたいです。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】 教育部次長の小寺でございます。

現在のところ、ヤングケアラーと今、認定といいますのか、正式にそれとして対応しているケースはございません。

【北脇教育長】 よろしいでしょうか。

【山崎委員】 ありがとうございます。

もう1点、A L Tに関するご説明もあったのですが、野洲市では英語の専科教員、英語教育支援員の配置等で子どもたちの英語教育を支えてくださっています。

学校訪問させていただいたときにも、小学校も中学校もいろいろな英語の授業を見せていただきましたが、自分の経験してきたA L Tの行っておられる授業とはやはりかなりの違いがあります。発音だけでなく、いろいろと子どもたちが受け止めることの違いは多く、野洲市の小中学生は高校に行って初めてその授業、環境に出会うことになります。個人的には改善して小中学生にもその環境を整えていただきたいと願います。

ただ、A L Tだけでなくプールの集約化、図書館司書のことも含め、全ての教育に関わる予算のこととなってきますと難しい点が多く、そこばかりを強調できないのですが、話題に上がりましたので、ぜひとも何とか改善していただきたいと思います。

【田中教育部長】 教育部長・田中です。

山崎委員のご指摘のとおり、高校に上がって初めてA L Tと出会う子どもさんが今、実際いらっしゃるという現状は、私どもとしても何とか改善したいという思いはございます。おっしゃっていただいたとおり、プールしかり、学校司書しかりという中で、決してこれについても諦めるわけではございませんので、他市町に追いつくというのも非常に恥ずかしい話でもありますので、できるだけA L Tでなくてもネイティブの方に触れ合うような機会、チャンスは子どもたちのほうにもつくっていかなければならないという認識はございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【山崎委員】 よろしくをお願いします。

【北脇教育長】 ほかがございませんでしょうか。

瀬古委員。

【瀬古委員】 奥山議員のA L Tの導入についての質問ですが、私はA L Tの導入ではなくて、A L Tの復活だと思うのです。以前は野洲市にもA L Tはいたわけですから教育委員会の場で何度も問題提起をさせていただいております。山崎委員のおっしゃったとおり、学校訪問をしても、現場の校長先生方の意見を聞かせていただいても、学校現場もA L Tを強く望んでいると思います。

本県でA L Tのいない市は野洲市だけだと聞いています。野洲市の国際協会と連携をして各校にネイティブスピーカーを派遣し、英語でのコミュニケーション機会の充実を行っているかと答弁をされていますが、それではどれだけの頻度でネイティブを各校に派遣されているのかとを、まずお聞きしたいと思います。

野洲市は、これから国際社会で生きていく子どもたちに外国人と対等にコミュニケーションが図れる十分な機会を提供しているかという点においては、非常に疑問を感じます。確かに答弁にあるように、英語専科の教員は英語を教えられると思いますが、言葉の背景にある異文化ですとか考え方、しぐさ、あるいは雰囲気を持ったネイティブスピーカーとコミュニケーションが取れた体験、感動、あるいは喜びというのが子どもたちに必要だと思うので

す。それが将来に生きると思います。今の以後教育の現場を見ても、私も山崎委員がおっしゃるように、英語の知識や技術を学んでいるかもしれないが、日本人が話す英語ですから、そこにはどうしても日本語も混ざりますし、子どもたちの捉え方も違うと思います。この答弁では、A L Tの導入への意気込みが感じられないです。改めてもう一度、部長さんからその意気込みを答弁していただきたいと思います。

【田中教育部長】 教育部長・田中です。

意気込みということで、国際協会にネイティブの方もいらっしゃいますので、来ていただいて子どもたちと直接やり取りするという場面は、小学校3年生、4年生、5年生、6年生と中学校まで9校で160回派遣をお願いしております。各校で、例えば中主小の3年生だと2回だったりとか6年生だと8回だったりとか、人数も各校によってばらつきがありますので、そういったことを加味しながら教育委員会として予算を取ってきて、国際協会さんをお願いして時間を調整させていただいた上で、ネイティブの方に声掛けていって子どもたちと触れ合うという機会は設けてはございます。

ただ、専任でA L Tがいるかという場面ではないので、確かに言葉の向こう側の生活様式であったり、態度であったり、ジェスチャーであったりとか、そういう全体の雰囲気としてネイティブに触れていただくことが他市の子どもたちに比べて少ないという現状については、もちろん教育委員会としては認識をしております。

ですので、A L Tには民間委託とJ E Tプログラム、先ほど申しました交付税算入のところもあるのですが、どちらもメリット・デメリットいろいろ比較検討させていただいた上で、今は国際協会さんにそうやって派遣を委託をお願いしているというところなのです。この先、この国際協会の派遣の回数を増やす形になっていくのか、あるいは民間のA L Tを導入して、そこをお願いして民間さんに委託するのかといった手法が幾つかありますので、それについてはこれから私たちも子どもたちもやりよいやり方を探っていこうというところではありますので、A L Tの導入を全て否定するわけでもありませんし、国際協会さんからまたA L Tという形で入っていただくとか、いろんな手法もあるように聞いていますので、そこはこの後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【瀬古委員】 色々やり方はあると思います。ただし、絶対的な時間は、今の国際協会と幾ら連携しても、数人のネイティブで、彼らはその専任ではなく、他の様々な活動の中の1つですから、学校が9校もあってその中でまたクラスもいくつもあるわけですから、接触する機会は非常に薄まってしまうわけです。なおかつ、それは授業のコマの中の話で、やはり子どもたちと会話をする機会は、授業時間中の話だけでないはずで、やはりネイティブであるA L Tがいることによって様々な交流の場も生まれるし、会話も教科書に沿った会話ではなく、色々なことが学べると思うのです。そこが体験なのであって、高校に行って、先ほど話がありましたように、他の市から来る子は既にそういう体験をしているわけです。そして、野洲市の子どもたちは高校に行って初めてA L Tと接するということは野洲市としてやはり考え直さなければならないと思います。

部長さんがそのようにおっしゃるのですから、来年の予算、非常に厳しい中でも前に進むように頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【北脇教育長】 では、ほかの件につきまして。よろしいでしょうか。

南出委員。

【南出委員】　　まず1点目は、先ほど質問にもありましたヤングケアラーについて、把握をしていないということでしたが、それは何か支援等をされて改善の結果なのかお伺いしたいです。

もう1点が11ページのフリースクールに関してですが、今年度、市内で利用されている児童生徒がいらっしゃるのかどうか、またその利用されている中でアンケートに答えられているということなので、実際に利用された感想があれば、可能な限りお答えいただければと思います。

以上です。

【北脇教育長】　　では、大きく2点あったのかなと思いますけれども、最初に小寺次長、お願いします。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】　　教育部次長の小寺でございます。

ヤングケアラーのことににつきましては、先ほどその定義みたいなことがあって、あなたはヤングケアラーだというようなことで、ヤングケアラー対策としていろいろやっているものはないということなのですが、当然いろんな課題を抱えた子がいる中で、そういったことも含めてS S Wの方に入っているような、家庭の貧困なり親の教育力の関係で入っているというのはあるということです。

ですので、ごめんなさい、定義上のことです。対応を全くしていないということではなくて、いろいろな複合的な中でそこに対しての対応をしているということでございます。

【北脇教育長】　　では、2点目。

原嶋所長、お願いします。

【原嶋ふれあい教育相談センター所長】　　ふれあい教育相談センターの原嶋です。

このフリースクールの事業については登録制になっておりまして、4月から7月は1人登録がありました。8月になりまして、その1人プラス2人で今、8月になりまして3人登録があります。

これについてのアンケートですけれども、学校に行きにくくなった時の思いや、それから休んでいる時はどのように過ごしていますかというようなアンケートの項目がありまして、それについて報告が県のほうからありました。これは県のほうの事業に市が代わりに支払っている状況で、その後、県から返ってくる事業になっております。今のところ、現在3人登録されています。

以上です。

【南出委員】　　ありがとうございます。私の解釈がちょっと間違っていて、申し訳ありませんでした。

そうすると、少しお伺いしたいことがございまして、まず疑われる児童ですとか支援が必要な児童生徒は、どのようなことがきっかけで判明するか。以前に担任の先生からというのを伺ったのですが、やはりそういう形なのか、もしくは私もたまに買い物をしていて、小学生のお子さんとかがかごに食材を入れられている姿を拝見することがあって、そういう地域やお店の方からの声なのかということと、保護者もやり取りされると思いますが、ヤングケアラーだと認識されているのかどうか、お願いします。

【小寺教育部次長（学校教育担当）】　　教育部次長の小寺でございます。

発見のきっかけというのが、すみません、正式な数字がないのですけれども、主に虐待通告に関わって、それをいろいろ聞いていく中でそういった現象とか事象が発見されること

があるというのが多い状況かなというふうに思っております。

【北協教育長】 南出委員、よろしいでしょうか。

【南出委員】 はい。

【北協教育長】 では、ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 それでは、ほかにはないので、次に移らせてもらいます。

報告事項②、守山野洲少年センターやすサテライトの開設について、説明をお願いします。
行俊次長、お願いします。

【行俊教育部次長（生涯学習課長）】 教育部次長（生涯学習課長）の行俊です。

守山野洲少年センターやすサテライト開設について、報告申し上げます。報告事項②、13ページをご覧ください。

まず、1、守山野洲少年センターの活動ですが、守山野洲少年センターは守山市と野洲市が共同で設置し運営する施設です。青少年の健全育成や非行防止に向けて様々な活動に取り組み、少年や保護者の相談業務や支援活動を小中学校、高等学校、守山警察署、関係機関と連携して実施しています。ここでいう少年は、中学生から二十歳になるまでが主な対象でございます。

2つ目のやすサテライト開設の目的につきましては、少年センターは主に警察署管内に1施設が設置されていますが、守山野洲少年センターは野洲市からの利用はあるものの、守山市まで行くことが難しい少年もおられることから、野洲市の少年がより利用しやすい環境を整え、より効果的に支援を充実していくため、相談や支援を行う拠点として野洲サテライトを開設するものです。

また、小中学校や関係機関とも連携を強化し、野洲市における支援体制の充実を図ります。

参考までに令和5年度の守山野洲少年センターの利用状況ですが、相談件数が守山市1,550件、野洲市が203件です。それから、相談支援人数は守山市58人、野洲市17人です。毎年、少年センターの所長がこちらの場で報告もさせていただいていますが、野洲市から通っておられる方ももちろんいらっしゃるのですが、やはり立地条件からして少し開きがあるということは以前から課題となっていたところでございます。

3つ目の野洲サテライトの開設と当面の業務につきましては、開設時期は令和6年10月からを予定しております。開設場所につきましては、野洲市の人権センターの2階会議室です。人権センター2階には、ご存じのとおり、教育委員会の事務局がございまして、市役所、発達支援センター、ふれあい教育相談センターに近い位置にあることから、連携を取りやすい場所に立地しております。サテライトは事前予約による利用となりますが、この会議室につきましては教育委員会の会議等のスペースとして併用もしております。業務内容といたしましては、相談活動、学習支援などを行い、守山野洲少年センターの職員が少年センターと同様に事前に電話予約により来室日時を調整し、野洲サテライトで相談や支援を行います。小中学校、高等学校や関係機関と連携を図りながら、市内の児童生徒や保護者への支援を綿密に行えるよう、より積極的な取組を推進します。

以上、報告とさせていただきます。

【北協教育長】 では、ただいま説明がございました報告事項②について、ご質問等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項③、野洲市社会教育関係団体活動補助金交付要綱の一部改正について、説明をお願いします。

行俊次長、お願いします。

【行俊教育部次長（生涯学習課長）】 生涯学習課長の行俊です。

報告事項③、14ページから16ページをご覧ください。野洲市社会教育関係団体活動補助金交付要綱の一部改正について、説明いたします。

今回の改正では、別表の一覧がございますけれども、既に解散している団体、補助金交付対象団体ではない団体がここに記されていることから、現状に合った内容に改正を行ったものです。団体名の一覧につきましては、15ページから16ページの新旧対照表をご覧ください。

なお、施行日は令和7年4月1日となります。

以上、報告させていただきます。

【北協教育長】 では、ただいま説明がございました報告事項③について、ご質問等はありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項④、野洲市地域教育協議会委員の解嘱について、説明をお願いします。

行俊次長、お願いします。

【行俊教育部次長（生涯学習課長）】 生涯学習課長の行俊です。

報告事項④、17ページをご覧ください。野洲市地域教育協議会の委員につきましては、委員名簿のとおり、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間委嘱をしております。うち委員1名の解嘱について報告させていただくものでございます。

今回解嘱させていただく川端様におかれましては、先ほどの議案の中でもございましたが、先月ご逝去されたため解嘱の手続を行うものです。後任の委員につきましては、決定次第報告させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

【北協教育長】 ただいま報告がありました報告事項④について、ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、職員の任免等について、説明をお願いします。

行俊次長、お願いします。

【行俊教育部次長（生涯学習課長）】 では、続きまして報告事項⑤、職員の任免等について、報告事項の20ページをご覧ください。

職員の任免等につきましては、まず新規採用者につきましては、今回はございません。

退職者につきましては、会計年度任用職員のフルタイム職員1人、パートタイム職員6人、計7人の退職を報告するものです。退職者の所属及び期日等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、職員の許可承認等につきましては、今回はございません。

以上、報告させていただきます。

【北協教育長】 ただいま報告がありました報告事項⑤について、ご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、市長による委任専決処分の報告について、説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩学務課長】 学務課・井狩です。それでは、報告事項の⑥、市長による委任専決処分の報告について、ご説明をさせていただきます。

21ページ、22ページでございます。中主小学校の新校舎の大規模改修の工事に変更が生じたことにより、請負契約の変更に關しまして地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の委任専決処分を8月26日付で行いましたので、ご報告を申し上げるものでございます。

主な変更の内容につきましては、21ページをご覧のとおりでございます。3点でございます。

まず、1点目は新館棟と改築棟、旧館棟でございますが、これを結ぶ2階の渡り廊下の改修工事を予定しておりましたところ、錆による鉄分の劣化が著しく改修が難しいと判断されましたので、解体撤去を行うものでございます。

2つ目は、カバー工法の後の既設額縁との取り合いに隙間が生じたため、その補修に係る経費でございます。具体的には、転落防止の手すりでございますが、当初想定していた木製のものを取り付けができずに仕様を変更するものでございます。

また、4階の既設のトップライトの周りのところから雨水の浸入があったために、その対策を行うものでございます。

3つ目は、外溝工事について追加工事を行うものでございます。これにつきましては、駐車場計画について排水計画の見直しを行ったものでございます。

そのほか交通誘導員、また敷鉄板について適宜、配置といたしましたために、その精算を行ったことによるものでございます。こちらは減額でございます。

これらにつきまして、請負業者でございます三陽建設株式会社と契約を結びました上、これらについて当初請負金額6億489万円を変更請負金額6億1,426万6,400円とし、937万6,400円の増額変更を行ったものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

【北協教育長】 ただいま報告がありました報告事項⑥について、ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北協教育長】 では、ないようですので、次に移ります。

報告事項⑦、公用車の物損事故について、説明をお願いします。

浅田課長、お願いします。

【浅田こども課長】 こども課の浅田でございます。

ページ23ページの報告事項⑦でございます。公用車の物損事故ですが、当課所管の野洲幼稚園職員におきまして物損事故が発生いたしましたので、ご報告申し上げます。

地図のほうがついておりますが、西別館と書いておりますのが市役所の西別館、こども課の入っている建物でございます。その隣にございます駐車場のほうに、2tトラックを駐車しようとしたところ、アクセルをちょっと踏み過ぎたということもあったかもしれませんが、車止めを少しオーバーして、隣の民間駐車場のフェンスに衝突、破損した案件でござい

ます。幸いなところ、運転手含め人的被害はございませんでした。

ただ、相手方の駐車場のフェンス等に損害が発生いたしました。それから、市役所の敷地内の車止めのほうも破損しておりましたので、こちらをまた修繕等をするということでございます。

相手方につきましては、すぐさま謝罪をさせていただきまして、修理について今後協議をさせていただくということで進めているところでございます。

なお、今回の事故を含めまして、より安全運転に努めるように園長会等で周知徹底をしてまいります。申し訳ございませんでした。

【北脇教育長】 ただいま説明がありました報告事項⑦について、ご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

【北脇教育長】 では、ないようですので、次に日程の第7、その他事項に移ります。何かございますか。

行俊次長。

【行俊教育部次長（生涯学習課長）】 生涯学習課長の行俊です。生涯学習課より報告申し上げます。

令和6年度第2回社会教育委員会議の開催について、ご案内いたします。9月20日金曜日午後2時から人権センターで開催しますので、ご報告いたします。

以上です。

【北脇教育長】 では、ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【北脇教育長】 では、ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、10月教育委員会定例会は10月16日水曜日午後1時30分より、歴史民族博物館で開催しますので、よろしくお願いします。

次に、11月教育委員会定例会についてお伺いします。11月定例会は11月13日水曜日午後1時30分より、人権センターで開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【北脇教育長】 では、ご異議ないようですので、11月定例会は11月13日水曜日午後1時30分より、人権センターで開催しますので、よろしくお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

—— 了 ——